

平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案中修正

平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「平成二十四年度における国の財政収支の状況」を「最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあること」に改め、「鑑み」の下に「、平成二十四年度の一般会計の歳出の財源に充てるため」を加え、「ことにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的」を「とともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めるもの」に改める。

第二条の見出しを「(平成二十四年度における特例公債の発行等)」に改め、同条第一項中「の規定」の下に「及び次条第一項の規定」を加える。

本則に次の一条を加える。

(平成二十四年度及び平成二十五年度における年金特例公債の発行等)

第三条 政府は、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度及び平成二十五年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用(この項の規定により発行する公債に係る平成二十四年度及び平成二十五年度における利子の支払に要する費用を含む。)の財源については、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する公債及び当該公債に係る借換国債(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債される借換国債を含む。次項において同じ。)についての償還及び平成二十六年度以降の利子の支払に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

3 第一項の規定により発行する公債及び当該公債に係る借換国債(次項において「年金特例公債」という

。 ) については、平成四十五年度までの間に償還するものとする。

4 年金特例公債は、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

附則中「平成二十四年四月一日」を「公布の日」に改め、附則に次のただし書を加える。

ただし、第三条の規定は、この法律の公布の日又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。